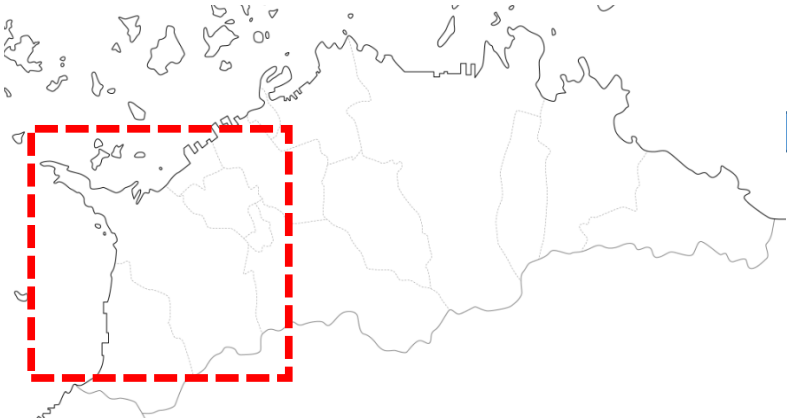


三豊市特定居住促進計画

令和 7 年 7 月 1 1 日策定

自治体名	三豊市	計画期間	令和7年7月～令和10年6月
1. 特定居住促進区域 三豊市詫間町、仁尾町、財田町  地図：香川県白地図の一部抜粋 三豊市内7町のうち、 詫間町・仁尾町・財田町 の全域を促進区域に定める 地図：香川県白地図の一部			

詫間町



仁尾町

財田町



瀬戸内SEED



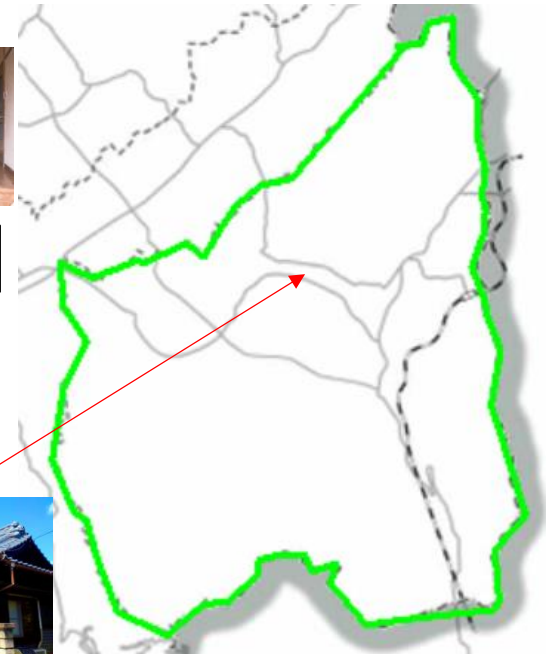
瀬戸内ROOTS



瀬戸内ワークレジデンス
GATE



シェアハウスNAE
(ADDRESS三豊A邸)



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

三豊市は、香川県の西部に位置し、2006年に7つの町が合併して誕生した。北は瀬戸内海に面し、中心部は讃岐平野が広がり、南は讃岐山脈に接しているなど、地域毎に特徴があることから、一極集中ではない多極分散型ネットワーク型のまちづくりを目指してきた。産業については、食品や紙製品の製造業が多く、また、みかんやお茶の生産量も多く、農業も盛んに行われている。

近年では、仁尾町の父母ヶ浜が「日本のウユニ塩湖」としてSNSで話題になったことや、詫間町の「紫雲出山」がニューヨークタイムズ誌に掲載される等、観光スポットとしての認知度が高まり、国内外からの訪問者が増加している。また、その観光客数の増加と同時期に、地域内外の事業者が連携してサービスを創出する動きが活発化し、父母ヶ浜周辺を中心として、飲食店や交通サービス、シェアハウスなどが次々と誕生した。その結果、こうした動きが、新たなチャレンジしたい方を呼び、移住者も増加傾向にある。

本計画では、こうした動きを先導している仁尾町を含めた促進区域において、民間事業者を上手く活用することや密に連携することで、市内における共助事業の創出や、地域の動きに興味・共感を示した地域外の方が地域のプレイヤーとして活躍することを目的とした、二地域居住の促進に取り組んでいく。

促進地域のうち、山間部エリアにあたる財田町については、農業従事人材を、仁尾町・詫間町エリアにおいては、観光産業が盛んなため、宿泊業や飲食店等の担い手を求めている他、地域住民が求めるお店を地域の方と協力して開業に挑戦するような人材を求める。

(2) 目標

指標 1 地域活性化起業人制度を活用しての二地域居住者数(累計) 令和7年4月 3人⇒ 6人

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	瀬戸内SEED	三豊市仁尾町仁尾丙893-6	都市計画区域内	整備済	瀬戸内Refarming株式会社	令和6年4月完了
2	宿泊施設	瀬戸内ワークレジデンスGATE	三豊市仁尾町仁尾乙282-10	都市計画区域内	整備済	瀬戸内ワークス株式会社	令和2年1月完了
3	交流施設	瀬戸内ROOTS	三豊市仁尾町仁尾丁66-3	都市計画区域内	整備済	瀬戸内Refarming株式会社	令和7年4月完了
4	交流施設	シェアハウスNAE(ADDRESS三豊A邸)	三豊市財田町財田上2090-1	都市計画区域外	整備済	個人事業主	令和4年10月完了

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1							

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・ 用途（施設の種類）

- ・ エリア

- ・市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- ・日本航空㈱と連携した「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」への参画による二地域居住促進事業

二地域居住促進の目的は、本市側は地域の担い手確保、参加者側は地域の人との関わりを持ちながら、本市でしか経験できない刺激を得られるものと考えている。本事業では、参加者が、本市で活動する際の住宅コストの低減と地域コミュニティへの接続をスムーズにするための受入体制整備を実装している地域があるので、市内他エリアにおいても、事業者の連携による受入体制の構築を図る。

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和7年7月9日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

市内まちづくり団体との意見交換を実施

(3)都市計画との調和に関する事項